

特集●荒川流域を知る (4)

【水道水は安全ですか？】

2003年、東京都が上水道を利用している一般家庭を対象に実施した水道水の調査で、飲み水としての水質に50%が不満を示し、52%が水道水をそのまま飲用しないと回答し、調理用の水としても34%が不満とした。

不満の理由は、「おいしくない」が78%、「カルキ臭い」が55%、「安全性に問題がある」が52%。このようなカルキ臭や安全性への不満など、水道水への不信感が高まる中で、浄水器や水質チェックキットが売れ、ミネラルウォーターが消費を伸ばしている。

水を見に行く (3)

【ローマの水・2003年6月6日テヴェレ川流域庁取材記】

日本の「水」に関する法律は、河川を管理する「河川法」を中心に、それ以外の水については時代の要請に応じて分野別に個々の省庁が対応し、つぎはぎの法制度を築いてきた。

そのための実際の水は流域を単位につながっているにもかかわらず法の分断で管理が分かれ、齟齬や無駄が生じている。

イタリアでは1933年の「統一水法典」で「公水」の概念を明文化し、公水に関する既存の水行政関連法を統合・集約させて一元化した。

89年の「法律183号」では歴史上初めて流域の概念を導入し、流域単位に「流域庁」を設置して国土保全を目的とする本格的な水行政をスタートさせた。

一方、70年代以降、州への権限委譲を進めたイタリア。72年に水利施設の行政機能を州に移管し、水利権の認可権限を再配分し、水力発電を州に移管した。水供給の移管は77年。

94年には「ガリ(Galli)法」を制定し、末端の利水(取水・利水・排水・再利用)に関わる水循環全体の管理権限を州に委譲し、ATO(ほぼ県単位)の設置を義務づけた。

水政策統合への試みとそれに反するかにみえる地方分権の推進。ATOごとに、州ごとに違う水の管理・運営と流域単位の水行政はうまくつながるのだろうか。なかなかイメージがつかめない。ならば考えているより覗いてこよう、と私たちは「テヴェレ川流域庁」を取材した。

【見沼田んぼを黄金色に変える。その二】

見沼田んぼに残土の山が増えつづけている。このままではいつか「見沼田んぼ」が消えてしまう。その危機感から私たちの活動が始まった。

農家が耕作放棄した荒地を再生し、水を張り、稲を育てる。1年目の昨年は2反7畝の小作になった。

真中先生にご指導いただき、米づくりに情熱を傾ける稲垣さんを中心に、都市住民30名余が集まり、農家、農機具会社の支援も得て、数年の休耕田であったことと冷夏で反当りが5.6俵と少なかったが、美味しい米を収穫した。

その活動が認められ、日本計画行政学会から「計画賞」もいただいた。